# 議案第40号参考資料(その1)

### 渋川地区市町村任意合併協議会の調整調書

協議項	頁 目 24-10 交通関	係事業の取扱い		関係項目				
調整方	「 針	こついては、合併時は現 足進対策については、合						
1 公共交通	対策(バス運行)							
細項目	渋 川 市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橘村	1【調整理由】 ・バス運行については 地域の交	
(1)タウンバス	渋川タウンバス         「渋川泉マンバス         「渋川泉マンバス         「渋川日22便         ・運行:1日22便         ・運行業者:日本中央         ・車両三:45人と43人の小型パス2台使用         ・県運行費補助金2,420,000円         渋川タウンバス         「渋川タウンバス         「渋川タウンバス         「渋川タウンバス         「渋川タウンバス         「渋川タウンバス         「渋川日200円         渋川タウンバス         「渋川日200円         渋川タウンバス         「渋川泉駅<	<ul> <li>伊香保温泉タウンバス 1番線「温泉循環線」</li> <li>走行:1日20便</li> <li>運行業者:日本中央</li> <li>車両 9人と5人のタク シー2台使用</li> <li>県運行費補助金 453,000円</li> <li>水沢シャトルバス線</li> <li>走行:1日4便</li> <li>連行業者:群馬バス㈱)</li> <li>車両 41人乗り小型バ ス1台使用</li> <li>町独自の個別運用による 補助</li> </ul>	なし 	村内巡回バス       東と西コース4便ずつ運転 し、うち4便が総合病院 乗り入れ       ・費用はスクールバス運行事業 で対応(普通交付税1台 570万円)       ・料金 無料	渋川駅 ~ 深山線(代替)         路線ハ、ス廃止により代替         パス運行(21条許可)         ・走行:1日14便         ・パス業者:関越交通         ・36人乗り小型パス         ・県運行費補助金         1,356,000円         渋川駅 ~ 南柏木(代替)         路線ハ、ス廃止に伴い代替         パス運行(21条許可)         ・走行:1日10便         ・パス業者:関越交通         ・35人乗り小型パス         ・県運行費補助金         1,160,000円         渋川駅~勝保沢線(代替)         路線ハ、ス廃止に伴い代替         パス準行(21条許可)         ・走行:1日19便         ・パス事業者:関越交通         ・45人乗り小型パス         ・県運行費補助         1,057,000円		<ul> <li>・バス運行については、地域の交通の利便性の確保の目的から、地域住民の足として事業が展開されてきた経緯があるので、当面の間、現行のとおり運行する必要がある。</li> <li>【課題】</li> <li>・利用客の減少による赤字路線が多く、路線の見直しや運行体系の調整が必要である。</li> <li>・タウンパスについては、料金体系に差異(無料と有料)があり、統一化を図る必要がある。</li> <li>2【調整理由】</li> <li>・現在1市2村で制度を実施しているが、補助額に若干差異があるため、統一する必要がある。</li> <li>【課題】</li> <li>・バスの運行形態により利用の可否がある。</li> </ul>	

# 議案第40号参考資料(その2)

### 渋川地区市町村任意合併協議会の調整調書

(2)広域路線バス     「渋川駅       ・運行便数     ・運行便数       ・運行便数     ・運行運数       ・使用車両     ・県運行費       ・見担割     渋川市	駅~東村御園線」 「小野 線」 数:16便 ・走行:	現 伊香保町 予上駅~伊香保温泉 (代替)	小野上村 「渋川駅~中之条駅線」	関係項目       況       子持村	赤城村	北 橘 村
<ul> <li>(2)広域路線バス 「渋川県</li> <li>・運行便数</li> <li>・運行便数</li> <li>・運行業者</li> <li>・使用車両</li> <li>・県運行費</li> <li>・負担割者</li> <li>渋川市</li> </ul>	駅~東村御園線」 「小野 線」 数:16便 ・走行:	伊 香 保 町 予上駅~伊香保温泉 (代替)		子持村	赤城村	北橘村
<ul> <li>(2)広域路線バス 「渋川県</li> <li>・運行便数</li> <li>・運行便数</li> <li>・運行業者</li> <li>・使用車両</li> <li>・県運行費</li> <li>・負担割者</li> <li>渋川市</li> </ul>	駅~東村御園線」 「小野 線」 数:16便 ・走行:	予上駅~伊香保温泉 (代替)			赤 城 村	北橘村
・運行便数 ・運行業者 ・使用車両 ・県運行費 ・負担割 渋川市	線」 数:16便 ・走行:	(代替)	「渋川駅~中之条駅線」			
東 林 「 運 運使 県 負 · 通 運使 県 負 · で 行用 運 担渋子小中 「 運運使 県 負 · で 御割川林野之 「 運運使 県 負 · で 割川林野之 · で 一 二 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	<ul> <li>「使用車</li> <li>・使用車</li> <li>・使用車</li> <li>・使用車</li> <li>・見担割</li> <li>・見担割</li> <li>・目割</li> <li></li></ul>	<ul> <li>(祝祭日10便)</li> <li>(祝祭日10便)</li> <li>(祝祭日10便)</li> <li>(祝祭日)</li> <li>(秋月)</li> <li>(秋日)</li> <li>(秋日)<!--</td--><td><ul> <li>・運行便数:18便</li> <li>・運行業者:関越交通</li> <li>・使用車両:38人乗り小型バス2台使用</li> <li>・県運行費補助金2,274,000円</li> <li>・負担割合</li> <li>・済持村 23.4%</li> <li>小野上村 44.9%</li> <li>中之条町 16.1%</li> <li>「小野上駅~伊香保温 泉線」(代替)</li> <li>・走行:1日14便(祝祭日10便)</li> <li>・運行業者:関越交通㈱</li> <li>・使用車両:41人乗り小型バス1台使用 用</li> <li>・県運行費補助金1,343,000円</li> <li>・負担割合</li> <li>・百余保町 32.0%</li> <li>小野上村 3.0%</li> </ul></td><td><ul> <li>「渋川駅~中之条駅線」</li> <li>・運行便数:18便</li> <li>・運行要本:関越交通</li> <li>・使用車型バス2台使用</li> <li>・県運行費補助金 2,274,000円</li> <li>・負担川市 15.6% 子持村 23.4% 小野上村 44.9% 中之条町 16.1%</li> <li>「渋川駅~桜の木線」</li> <li>・運行便数:15便</li> <li>・運行行業者::関越交通</li> <li>・使用 費補助金 1,256,000円</li> <li>・負担川市 27.0% 子持村 73.0%</li> <li>「沼田三軒屋~桜の木線」</li> <li>「沼田三軒屋~桜の木線」</li> <li>・運行用車 台部金 1,070,000円</li> <li>・見酒田吉 89.9% 子持村 9.1%</li> </ul></td><td>なし</td><td>なし </td></li></ul>	<ul> <li>・運行便数:18便</li> <li>・運行業者:関越交通</li> <li>・使用車両:38人乗り小型バス2台使用</li> <li>・県運行費補助金2,274,000円</li> <li>・負担割合</li> <li>・済持村 23.4%</li> <li>小野上村 44.9%</li> <li>中之条町 16.1%</li> <li>「小野上駅~伊香保温 泉線」(代替)</li> <li>・走行:1日14便(祝祭日10便)</li> <li>・運行業者:関越交通㈱</li> <li>・使用車両:41人乗り小型バス1台使用 用</li> <li>・県運行費補助金1,343,000円</li> <li>・負担割合</li> <li>・百余保町 32.0%</li> <li>小野上村 3.0%</li> </ul>	<ul> <li>「渋川駅~中之条駅線」</li> <li>・運行便数:18便</li> <li>・運行要本:関越交通</li> <li>・使用車型バス2台使用</li> <li>・県運行費補助金 2,274,000円</li> <li>・負担川市 15.6% 子持村 23.4% 小野上村 44.9% 中之条町 16.1%</li> <li>「渋川駅~桜の木線」</li> <li>・運行便数:15便</li> <li>・運行行業者::関越交通</li> <li>・使用 費補助金 1,256,000円</li> <li>・負担川市 27.0% 子持村 73.0%</li> <li>「沼田三軒屋~桜の木線」</li> <li>「沼田三軒屋~桜の木線」</li> <li>・運行用車 台部金 1,070,000円</li> <li>・見酒田吉 89.9% 子持村 9.1%</li> </ul>	なし	なし 

	調整理由・課題
ŀ	
,	

# 議案第40号参考資料(その3)

### 渋川地区市町村任意合併協議会の調整調書

				「「二志口」「「加磁ムの別		
協議項	§ 目 24-10 交通関	関係事業の取扱い		関係項目		
		現		況		
2 バス利用	促進対策					
細項目	渋 川 市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橘村
バス利用促進対策	バス利用促進敬老割引制 度(65歳以上市内在住) ・敬老割引補助 65歳以上の住民への回 数券購入に対する補助 回数券 1,000円 額面券 1,100円 購入額 650円 市補助額 350円 県補助額 100円	なし	なし	なし (かつて制度があったが、 実績がなかったため、廃 止した。)	バス利用促進敬老割引制 度(65歳以上村内在住) ・敬老割引補助 65歳以上の住民へのバ スカード購入に対する補 助 バスカード 5,000円 額面券 5,800円 購入額 3,750円 県補助 500円 朝離助 500円 事業者負担 250円	バス利用促進敬老 度(65歳以上村内 ・敬老割引補助 65歳以上の住民 数券購入に対する 回数券 5,00 利用可能額 5,00 購入額 3,75 県補助 50 村補助 50 事業者負担 25
道 道 御 種 類 (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)	自動車運送事業の種類は、次 客自動車運送事業(特定旅客 乗合旅客自動車運送事業(路 登する一般旅客自動車運送事業(イ 登事業) 乗用旅客自動車運送事業(一 な客を運送する一般旅客自 軍送事業(特定の者 の許可) で 客自動車運送事業の許可) な客自動車運送事業の許可は、一	に掲げるものとする。 自動車運送事業以外の旅客自 線を定めて定期に運行する自 業) 及び八の旅客自動車運送事業 個の契約により乗車定員十人に 動車運送事業) の需要に応じ、一定の範囲のが ようとする者は、国土交通大民 般旅客自動車運送事業の種別 業の別をいう。以下同じ。)に	第2 地 地車運送事業) 第2 約車により乗合旅 ( 以外の一般旅客自 ( 以下の自動車を貸 旅客を運送する旅 第8 三の許可を受けな ( 前条第一号イか 3 2 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	禁止行為) 0条 一般旅客自動車運送事 2及び着地のいずれもがその営 1条 一般貸切旅客自動車運送 5ない。 1) 災害の場合その他緊急を要す 2) 一般乗合旅客自動車運送事 許可を受けたとき。 有償 4を要するとき、又は公共の福裕 5の許可を受けたときは、この 自家用自動車は、国土交通大臣 500 1条第二項の規定は、前項の言	₹区域外に存する旅客の運送を 送事業者は、次の場合を除き、 まるとき。 業者によることが困難な場合に してはならない で運送の用に供してはならない 止を確保するためやむを得ない 見りでない。 この許可を受けなければ、業と	をしてはならない。 乗合旅客の運送をして こおいて、国土交通大臣 い。ただし、災害のため い場合であって国土交話

	調整理由・課題
ł	
老割引制 内在住)	
民への回 る補助 000円 750円 500円 250円 250円	
は、発 しては	
大臣の	
ため緊 交通大	
しては	

# 議案第40号参考資料(その4)

### 渋川地区市町村任意合併協議会の調整調書

協 議 項 目 24-10 交通関係事業の取扱い	関係項目	
現	況	

3 先進地事例

尤连地争例		
さいたま市	山県市	か ほ く 市
<ol> <li>交通対策事業については、市民生活の安全確 保の観点から引き続き推進するものとする。</li> <li>加置自転車対策等については、合併後速やか に統一を図る。</li> </ol>	1 高富町及び美山町の自主運行バス(道路運送 法第21条に基づくもの)については、当面、 現行の制度を新市に引き継ぐものとする。 新市において、高富町の自主運行バス梅原 線については、伊自良村長滝まで延長し、日 祝日も運行するものとする。 料金体系については、3区間を設定し、移 動区間に応じて、100円・200円・300 0円の3種類とする。 回数券は100円券の11枚綴りとし、金額は1,000円とする。	<ol> <li>町営バス事業については、現行のとおり新市 に引き継ぐものとする。</li> <li>公共バス等については、路線バスの利用状況 を踏まえ、新市において地域密着型バスシステ ム導入に向けて検討する。</li> </ol>
い な べ 市	宇和島市・吉田町・三間町・津島町合併協議会	三野町・三好町・井川町・三加茂町合併協議会
交通関係事業については、市民生活の利便性、 移動手段の確保の観点から、新市の交通体系の整 備を図るものとする。また、放置自動車及び自転 車対策等については、合併後速やかに統一を図る ものとする。	<ol> <li>交通安全推進協議会等及び交通安全指導員に ついては合併時に統合し、交通安全啓発事業に ついては新市において策定する。</li> <li>交通安全施設については、現行のとおりとす る。</li> <li>交通災害共済事務については、合併時に統一 する。</li> <li>地方バス路線維持については、国庫、県補助 分については現行のとおりとし、市町単独分に ついては合併時までに調整する。</li> </ol>	<ol> <li>交通安全事業については、合併までに関係機関と協議のうえ調整し、新町発足後交通安全対策協議会に諮り引き続き実施する。</li> <li>交通安全対策協議会については、合併までに調整し、新町発足後速やかに設置する。</li> <li>交通安全協会および交通安全母の会については、各団体と引き続き協力体制をとり、将来の統合に向けて調整に努める。</li> <li>交通安全指導員については、新町発足時より活動できるよう、三好町の例により合併までに調整する。</li> <li>町村民交通傷害保険については、合併までに調整し、新町においても引き続き実施する。</li> <li>町村民交通傷害保険については、当面は現行のとおりとし、新町発足後巡回バスの運行等について協議する。</li> </ol>

調整理由・課題